公益社団法人東京都診療放射線技師会
研修センター使用規程

（目　的）

第１条　この規程は、公益社団法人東京都診療放射線技師会（以下「この法人」という。）の研修センター使用に関し、安全かつ円滑に対処できるように必要な事項を定める。

（使用範囲）

第２条　研修センター利用範囲は、次の各号とする。

(1)会議、研修会・講演会、勉強会及び公益を目的とする行事

(2) その他、この法人の運営幹事会が必要性を認め、会長が許可した会合等

（使用の種別）

第３条　研修センターを使用の可否は、別表１のとおりとし、個人的な使用は原則としてできない。

（使用申請）

第４条　この法人の事業活動以外で、研修センターを使用しようとする者は、所定の研修センター使用申請書に記載の上、使用予定日の３ヶ月前から、事務員もしくは総務委員会へ申請を行う。また、別途に示す所定の使用料金を支払うものとする。

2　研修センター使用申請書は事務所保管とする。

（使用の許可）

第５条　適切な申請があった場合は、会長は使用許可を与えるものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、運営幹事会にて調整を行うこととする。

(1) この法人の事業活動等が予定されている場合

(2)同一日時の使用申し込みが重複した場合

(3)使用目的等について問題がある場合

(4)使用許可後に、この法人の事業活動等が重複した場合

（使用の取消）

第６条　会長は、次の各号に該当するときは既に許可された使用許可を取り消しすることができる。

(1)研修センター利用において管理上の事由が生じたとき

(2)使用申込に記載された事象が事実と反したとき

（使用時間と延長）

第７条　使用時間は、原則として、8 時 00 分から 22 時 00 分とする。ただし、申し込み時点で延長申請のある場合は、運営幹事会にて協議を行う。

（使用料金）

第 8 条　使用料金は、使用時間の任意の３時間を１単位とし、別表１のとおりとする。ただし、参加者の構成等を考慮し妥当な場合は会長の判断により減免することができる。

2　使用料金には、冷暖房、照明、画像音響設備等の電気代金、設備の消毒及び室内の清掃費が含まれる。

（原状回復）

第 9 条　研修センター使用者は、使用後直ちにゴミ等の整理をし、使用前の状態に復さなければならない。ゴミ等(ペットボトル、弁当箱等も含む)はすべて持ち帰ることとする。なお、使用者及び参加者が施設並びに備品等を損傷または滅失した場合には、使用者の負担によりこれを弁償しなければならない。

（報告書の提出）

第 10 条 研修センター使用者は使用終了後、1 ヶ月以内に研修センター使用報告書を、事務員もしくは総務委員会へ提出すること。

2　研修センター使用報告書は事務所保管とする。

（使用方法）

第 11 条 研修センターの使用方法に関しては、次の各号とする

(1)使用の計画が変更又は中止となった場合は速やかに申し出ること

(2)許可無く申込者の関係者及び第三者に会議室の使用権の全部又は一部の譲渡・転貸はしてはならない

(3)不特定の消費者に商品を販売する目的では使用できない

(4)室内及び通路は全面禁煙とすること

(5)原則として飲酒は禁止とする

(6)掲示等で壁面に穴が開く、または粘着物が残る方法は禁止とする

(7)案内表示等は最小限とし、終了後速やかに撤去すること

(8)生体(盲導犬を除く)は持ち込まない

(9)火災・防犯は主催者の責任において充分注意すること

(10)利用単位時間終了までに完全退出すること

（改　廃）

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附　則

1　この内規は、平成 22 年 3 月 1 日制定、施行する。

2　この内規は、平成 23 年 12 月 3 日改正、平成 24 年 1 月 1 日より施行する。

3　この規程は、令和 8 年 10 月 1 日改正、令和 9 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1

	種　別		料　金
①	この法人の事業活動、研修会、委員会、会議等		無料
②	この法人の会員が過半数以上の団体	会場整理費等を徴収しない場合 会場整理費等を徴収する場合	無料 3,000 円／単位
③	この法人の非会員が過半数以上の団体、メーカー主催の会合、その他の団体の使用に関しては会長の判断とし、使用時は理事の立ち合いを原則とする		5,000 円／単位
④	公益社団法人日本診療放射線技師会の講習会等		50,000 円／日

※　1 単位：3 時間